

受益者負担金

質問

市が事業実施の際、徴収している寄附金を含む受益者負担金について、その適正化を図るため常に軽減への見直しを行なうことが行政上解決すべき必要課題との見地から、その実行についての所見は。

特に農村部における農林業関係において、負担金そのものによつて、その事業をお願いすることができないといった状況が生じている。検討会といったものを通じ、見直しを常にする中でその年度々の事業に当たっていくことが望ましいと考えるが。

答弁

事業実施により特定人が別に受益する場合、たとえば本市道路行政では特別の利益を受ける方々を対象に受益者寄附内規により一定の負担をしていただいている。本規定は昭和五十四年度に改正を行ない、都市計画区域外で施行した工事を対象に改正以前の負担率を以て軽減し、現在に至っている。

何らかの事情等特別な場合には検討する余地もあろうが、基本的には今後においても極

消費税

めて地域の利益に密着する施設等については、本市の厳しい財源の実情もお汲み取りいただき、ご理解を賜りたい。

質問

今回の消費税導入により、地方自治体の自主税源、固有税である地方間接税が国税に吸収され、その結果税制による中央集権化が一段と進められ、シャープ勧告によつて基礎付けられた地方自治体の空洞化が一層進行する。

今議会においても関連議案が多く提出されているが、どのように受け止められているのか。

答弁

税法といえは何といつても国の政策内容、あるいは法律の中にあつても最も重要な位置を占める。それが内容的にいくらかの、あるいは大きな問題を残していても、法の成立をみた以上、自治体の首長としてこれに従う、遵守の精神を貫くことが当然ではないかと考える。

質問

財政上、地方自治体の貴重な自主財源である電気税、ガ

ス税、料理飲食税、木材取引税など地方間接税が消費税に吸収され、廃止縮小されることにより、あるいは個人住民税など直接税の減収等によつて自主財源が大きく奪われ、財政運営に大きな問題が生じる恐れがある。

財政全体に及ぼす影響について、どのように受け止め、どう対処されるのか。

政府は、原則として税の自然増収をもつて対応するというのがその基本であると言っているが、税の自然増収によつてこれが補完されるのか。

答弁

年間の税収見込みについては、確定の段階で、減収となるか、地方財政計画が認めるように増収となるか、現段階では判断しかねるといふのが偽らざる心境である。

仮に減収となつても、地方財政措置により、消費増税と地方交付税とその補填措置が講じられると制度的に組み立てられており、また国庫補助事業についてもその消費税に見合う分については財源手当てがされるであろうと考えている。

また地方税の自然増収について、本市のように大企業の少ない産業構造で、あまり期待できない自治体にあつては

議案 33	小浜市家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部改正について		
議案 34	小浜市文化会館使用料徴収条例の一部改正について		
議案 35	小浜市衛生管理事務所設置及び管理条例の一部改正について		
議案 36	小浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について		
議案 37	小浜市営住宅管理条例の一部改正について		
議案 38	小浜市特別賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について		
議案 39	小浜市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		
議案 40	小浜市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について		
議案 41	小浜市営駐車場設置及び管理条例の一部改正について		
議案 42	小浜市簡易水道設置条例の一部改正について		
議案 43	小浜市営国民宿舎及び小浜市営ユース・ホテルの設置等に関する条例の一部改正について		
議案 44	小浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について		
議案 45	小浜市水道事業給水条例の一部改正について		
議案 46	新たに生じた土地の確認について		
議案 47	字の区域の変更について		
議案 48	公の施設の区域外設置について		
議案 49	辺地の総合整備計画の変更について		
議案 50	青年学級の開設について		
陳情 7	部落差別の早期解決をめざすための抜本的、総合的な法律の制定を求める陳情「継続事件」	団体	継続審査
陳情 1	リクルート関連株譲渡問題について		不採択
陳情 2	各種年金の支給開始年齢を65歳に繰り延べ等について		継続審査
陳情 3	都市計画街路3・4・10臨港線早期完成について		採択
陳情 4	厚生年金60歳支給開始を堅持することについて		継続審査
陳情 5	寝たきり老人等の介護に対する介護手当制度創設について		
議案 52	小浜市議会委員会条例の一部改正について	議員	原案可決
決議 1	政治浄化と信頼回復に関する決議	市長	同意
諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		

住民税の減収分は地方交付税により補填措置が講じられており、財政的には影響はないのではないかと考えている。

質問

一般会計における市営住宅料金や、し尿投入手数料など使用料手数料は、国への納付義務はない訳である。しかし、これらに転嫁しない場合は地方自治体の負担になるとの説明であるが、必要がないと思われる一般会計についても転嫁をするという考え方は少なくとも地方自治体のあるべき方向でないと考えるが。

答弁

公営住宅、し尿処理、公民館、あるいは公共の施設等それぞれ事業費に対し消費税がかかってくるので、そのコストアップ分の補填として転嫁させていたきたい。

本市は財政的に弱体でもあり、何かにつけて国県の援助指導が不可欠で、国が制度として定めた消費税関係についても、やはりそれに沿って進めていくのが自治体の義務と判断しており、格別のご理解を賜わりたい。

質問

自治体が行なう事業が住民福祉を目的としたものである

ならば、消費税の、低所得者ほど重い負担率となる逆進性に対処するため、どのような方策をお持ちか。

答弁

国の方で、第一義的には、生活保護、在宅福祉等恵まれない方々に対する福祉措置について極め細かな配慮が行なわれると聞いており、市としても、国県の動向を見極めながら今後の施策について充分検討を加えていきたい。

大学

質問

三月八日県議会において、知事は県立大学の嶺南展開に関し、生物資源学部の水生資源分野を小浜市に設置したいと具体的に設置場所を明らかにされた。大問協の答申では、一学部四十名程度とあり総勢二百名程度の規模のものとなる。

市長も県立大学ならば望むところと言われており、いよいよ本市としても設置に関し迎える側として当初より言われていた応分の負担を考えると時期と思うが、その応分の負担をどのように考えておられるか。また誘致から前進をして設置という展開に向けての

対応は。

答弁

県会では、本年秋には構想をまとめ、平成四年春の開学を目標として元年度より具体的な準備に入る、との方針が示された。本市としても新たに大学誘致対策室を設ける等県立大学の受け入れ態勢の整備については積極的に行なっていく。

応分の負担については、現在のところ建設費をはじめ具体的な内容が明確でなく、何とも申し上げられないが、基本的には県立の大学であると受け止めている。県では平成元年度、県立大学設立準備委員会を設け、具体的な構想の策定に入る予定であり、本市としても今後の推移を見守りながら対応してまいりたい。

質問

建設地として予定をされているのは本市の鳥越山であるのか。もしそうなら二十三haの現在の用地はあまりにも広大であり、しかも急峻な山でもあり、敷地としての直接な面からしても、また本市が負担しなければならぬであろう関連工事においても莫大な費用が予想され、はたして市民の合意が得られるのか。場所を別に求める考えは。

また、多目的公共用地利用計画実施設計調査委託料一千万円が予算計上されているが、この県立三二大学開設のみの調査費なのか、他の施設を考えたものなのか。

答弁

本市としては、これまでの経緯を踏まえ、多目的公共用地を希望している。今後徐々にその内容が具体化されてくるので、その時期においてそれなりの誠意を持った対応をいたしたい。

調査費については、現在の状況を踏まえ、大学を核とした多目的公共用地の土地利用計画を立てるための調査としてお願い致したい。

情報公開

質問

開かれた市政という公約実現のため、情報公開制度に対するソフト事業が上げられている。説明によると、検討委員会を設け平成四年から実施したいとのことであるが、今日情報公開を実施している自治体は全国数多くあり、小浜市が先がけてやる訳でもなく、情報公開のノウハウはすでに出来上っていると思うが、何故長期間必要なのか。

答弁

慎重のうえにも慎重を期さなければならぬ要素をもった事業であるため、たとえ対象者の範囲は、いつ頃の時代より公開対象とするのか、文書整理をどうするか、公開は文書にとどめるかその他も加えるか、担当課をどうするか、独立した課を必要とするか等準備的課題が山積している。これら処理する期間として最低三年は必要と考えている。差し当って先進例の視察を行ない、調査研究を含めて、公開ができるのは平成四年四月を目途としている。

道路橋梁

質問

南川沿線については一般的に非常に遅れているという住民の声をいただいている。国道一六二号線は南北軸を中心として小浜市の都市作りに大きな役割を持つ道路としてその整備を急ぐ必要がある。今日まで市としてどのような取り組みが行なわれ、また関係機関においてどのような計画のものとなっているか。

特に現在、一時改良工事として実施中の新滝地係から、さらに延長して尾須の鼻地係

までの事業実施の見通しは。

県道中井青井線について、本路線は地域の生活道路並びに産業道路としての役割を持ち、市街地へ直接通ずる重要路線であるが、大型車輛通行の際は一方通行という危険な状態が続いている。これらについての現状と今後の見通しは。

答弁

南川沿線の遅れは以前より感じているところである。聞くところによると、近く名田庄村と、一六二号線のための同盟会が作られるやに伺がっており、こうした方々のお力もいただきながら一日も早い改良整備に努力したい。本線の改良については継続事業として昭和六十三年年度に新滝地係で施行しており、平成元年度には須繩橋まで完成予定である。二年度以降についても須繩橋から尾須の鼻まで続いて改良要望したいと考えているので、是非とも地元

の方々のご協力をお願い致します。尚、本年度実施延長は一七〇m、元年度は約二〇〇mを予定している。

県道中井青井線については道路維持事業として取り組んできてもらっているが、元年度も同様に実施されるべく県に要望をしていく。

口名田橋については、平成元年度に調査設計を、遅くとも平成四年度には着工できるような要望をまいりたい。期間については約三ケ年必要と考えている。尚、元年度市において調査設計までの事前調査を行なう予定である。

環境整備

質問

住みよい生活基盤作りという中で、居住環境の整備に力を注ぐとあるが、農村部の環境整備について、特に下水道施設の推進についてのお考えはないか。

答弁

近年農業地域での混住化、兼業化の進展は、生活様式の近代化、多様化等と相まって家庭からの生活雑排水の量の増加、そして質の悪化をもたらししている。このため河川及び農業用水路に生活雑排水が

流入し、農業用水が汚濁され、農民生産、生活環境にさまざまな問題が生じているところであり、市民の間からも汚水対策に対する感心が大変高くなってきている。

下水道施設については莫大な費用を必要とし、どうしても国の補助事業に乗っけていかなければ進まないだろうが、今後、生活排水対策、あるいは用水路の管理対策は重要な課題となるので、小浜市長期下水道計画の基本的事項について関係各課で協議を進め、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業の

取り組み方針を早急に整備決定するとともに、農林省、水産庁にも充分働きかけ、事業の推進について最善の努力をまいりたい。

畜産

質問

上根来団地の若狭牛の肉牛としては、なかなか良質のようで、昨年度は中部地方の大会で中日賞を、また全国大会で団体の部で銀賞の日本農業賞を受賞されたと同っている。

今、肉用牛生産組合の抱えている問題は、その仔牛の値が高くなってきており、大変厳しい状況下におかれている

ということである。これは生産組合の死活問題にもなりかねない。今後を乗り切るため、また販路拡大のため、もっとPRできないか。牛肉の自由化対策として、市として何か対応策をお考えか。

答弁

若狭牛については最近あちこちでお聞きをすると頓に有名になってきたようで、皆さんから賞賛を頂いているところである。なおよくこれをPRすることについては、生産者の方々によく相談の上、期待に添えるよう進めたい。

自由化については平成三年度より実施される予定であるが、仔牛価格の安定を図るため国が仔牛価格安定制度を創設し、これに係る経営安定基金協会への出資金という形で本市も応分の負担をし、価格安定への援助を行なっていく。また県事業でもって、若狭牛の優良な基礎牝牛の導入も行なっていく。

伝統産業

質問

伝統産業について、市長の基本施策の中でも表明されているが、六十三年度の事業として取り組まれた東京での物

産展の結果をどのように分析されているか。また今後どのような対策を講じられるか。

答弁

伝統産業は長い歴史文化より培ってきたいわば資産である。しかしながら伝統技術の継承に固執するあまり、今日的なニーズ、現代的な生活と感覚をややもすれば軽視する風潮のあったこともまた歪めない事実である。六十一年度設立した若狭工房では、これから職人集団の危機感を背景にくらしの中で演出できる創作性の高い工芸品を目標として新商品の開発を手掛け、本年

二月東京、三月福井での展示会開催までこぎつけた。このプロジエクトは通産省から高い評価もいただいております。この三年間という長いプロジエクトの原動力は、あくまでこのコンセプトな、忠実にクリアしてきた職人集団の成果に基づくものであり、これを決して無駄にしないためにも実績を基として新しい市場、新しい流通部門を開拓していきたい。

東京の展示会場については終日二十五〜三十万人おいてになるヤードであるので非常に多くの人に見ていただき、商品に係るアンケートも実施した。内容については、伝統

工芸の産地として小浜の知名度、商品群が八十種類にも及ぶので、それぞれその需用が年代別にどこに集中するか、それを使ってみたいとするならどれを使いたいのか、をベースとした。これに加え、福井でも商品展示をやらせていただき、内容は多少異なっているがアンケートも実施するので、これらを踏まえ集約分析をし、商品開発につなげていきたい。

裁判所

質問

最高裁は昨年十二月、法曹三者協議会において全国五十八庁による地方裁、そして家裁支部の統廃合案を提案した。その中に若狭地方の一市四町村を含む小浜支部も含まれている。当支部の事業内容は大変民主的な市民に密着した仕事がたくさんあり、訴訟事件は減少しているものの家裁事件数、あるいは家事相談は大きく増加している。たとえ統廃合されるとしても、嶺南の中心は小浜であるのだからここに統合するのが本来であって、敦賀へもついても何の効果があるのか。対策は、

答弁

廃止の理由として、取り扱いは少ないこと、交通の便が従来より良くなったこと、そして管轄区域内の人口がほぼ横ばいか減少傾向にあることを上げている。

本市としては、当支部の配置が嶺南地方は細長いという福井県の地理的特性に根ざした合理的なものであり、当支部が廃止された場合に地域住民の時間的経済的負担の増加は極めて顕著であることから到底容許できるものではない。現在、当支部の管轄区域内にある三町一村とともに最高裁等関係機関へ存続のための陳情の準備を進めているところであり、今後も充分連携をとりにながら、当支部の確固たる存続を図り、充実強化されるよう鋭意努力をしたい。

